

VI 農業経営の部

この部には、農業経営等に関する統計を収録した。
ここに収録した統計は、「農業経営統計調査」等の結果である。

1 営農類型別・経営形態別経営統計 (個別経営)

(1) 調査の目的

農業経営統計調査「営農類型別経営統計（個別経営）及び経営形態別経営統計（個別経営）」は、農業生産物を販売することを目的とした農業経営体（個別経営）の農業経営の実態を明らかにし、農政の資料を整備することを目的としている。

(2) 調査の対象

本調査は、2010年世界農林業センサスに基づく農業経営体のうち、世帯による農業経営を行い、農業生産物の販売を目的とする農業経営体（個別経営）を対象に実施した。

(3) 調査期間

平成24年1月1日から12月31日までの1年間である。

(4) 調査方法

調査経営体に所定の現金出納帳・作業日誌（調査票）を配付し、これに日々の現金収支及び労働時間等を調査対象経営体が記帳する自計調査の方法を基本とし、農林水産省の職員による調査経営体に対する面接調査の併用により行った。

(5) 集計方法

各調査対象経営体ごとにウエイトを定め、集計対象とする区分ごとに加重平均法により算出した。

この場合のウエイトは、都道府県別、営農類型・規模別に区分した各階層ごとの標本抽出率（階層の大きさに対する標本数の比率）の逆数としている。

(6) 定義及び用語の解説

ア 営農類型別経営統計（個別経営）について

営農類型別経営統計は、調査対象経営体の農業生産物販売収入を「水田作」、「畑作」、「野菜作（露地・施設別）」、「果樹作」、「花き作（露地・施設別）」、「酪農」、「肉用牛（繁殖牛・肥育牛別）」、「養豚」、「採卵養鶏」及び「ブロイラー養鶏」並びに上記のいずれにも属さない「その他」別に区分し、農業生産物販売収

入が最も多い経営の区分により分類した農業経営体の経営のタイプをいい、各営農類型に属する調査対象経営体を集計したものである。

イ 経営形態別経営統計（個別経営）について

経営形態別経営統計は、営農類型別経営統計で取りまとめた上記アの「水田作」～「ブロイラー養鶏」の各営農類型に属する調査対象経営体に「その他」に属する調査対象経営体を加えて集計したものである。

ウ 統計表章の概要

(ア) 経営形態別経営統計（個別経営）

上記イと同様。

(イ) 水田作経営（個別経営）

稲、麦類、雑穀、いも類、豆類、工芸農作物の販売収入のうち、水田で作付けした農業生産物の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営。

(ロ) 果樹作経営（個別経営）

果樹の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営。

エ 経営の概況

個別経営体1経営体当たりの平均値を表示した。

(ア) 月平均農業経営関与者

農業経営主夫婦及び年間60日以上当該経営体の農業に従事する世帯員である家族を「農業経営関与者」と定義し、その平均人数である。

なお、15歳未満の世帯員及び高校・大学等への就学中の世帯員は、年間の自営農業従事日数が60日以上であっても農業経営関与者とはしない。

(イ) 経営耕地面積

田、普通畑、樹園地及び牧草地の合計面積である。

(ロ) 自営農業労働時間

家族、雇用及びゆい・手間替受けによる自営農業へ投下した労働時間の合計である。

(ハ) 農業固定資産額

建物、農機具・自動車、植物及び動物の農業固定資産の年始め現在価と年内におけるこれら農業固定資産の購入額の合計である。

オ 経営収支並びに資産及び負債の把握範囲

経営収支並びに資産及び負債の把握については、経営体の農業全体並びに農業経営関与者が経営権を持っている農業生産関連事業及び農外事業等に着目した把握としており、農業については、経営体全体の経営収支を、農業以外については、農業経営関与者の経営収支を把握した。

カ 農業粗収益

農業粗収益には、農業経営の成果である農産物等の販売収入、現物外部取引額、農業生産現物家計消費額、共済・補助金等受取金、農作業受託収入等の収入を計上した。

なお、経営安定対策等の補てん金・助成金については、「農業雑収入」に、販売価格の一部として交付される助成金等については、当該農産物の販売収入として、それぞれ計上した。

キ 農業経営費

農業経営費には、農業粗収益をあげるために要した資材や料金の一切の費用を計上した。

ク 農業生産関連事業収支

農業生産関連事業の収支には、農業経営関与者が経営権を持っている事業の収支を計上した。

なお、「農業生産関連事業」とは、農業経営関与者が経営する農産加工、農家民宿、農家レストラン、観光農園、市民農園等の農業に関連する事業であって、①従事者がいること、②当該経営体で生産した農産物を使用していること、③当該経営体が所有又は借り入れている耕地若しくは農業施設を利用していること、のいずれかに該当するものとする。

ただし、これらの事業を行っていても、別に法人化等により経営する事業は、農業生産関連事業とはせず、農外事業とした。

ケ 農外収入

農外収入には、農業経営関与者が経営権を持っている農業及び農業生産関連事業以外の事業の収入、農業経営関与者が他の経営に雇用されて受け取る給料・俸給等のほか、農業経営関与者が受け取る歳費・手当、配当利子等、貸付地の小作料並びに地代収入等を計上した。

コ 農外支出

農外支出には、上記ケの事業に係る支出及び負債利子を計上した。

サ 年金等の収入

農業経営関与者が受け取る年金及び各種社会保障制度による給付金、退職金、各種祝い金及

び見舞金を計上した。

シ 租税公課諸負担

農業経営関与者の農業経営以外の経営負担分を計上した。

ス 農業経営の総括

(7) 農業所得＝農業粗収益－農業経営費

(1) 農業生産関連事業所得＝農業生産関連事業収入－農業生産関連事業支出

(2) 農外所得
＝農外収入－農外支出

(3) 総所得
＝農業所得＋農業生産関連事業所得＋農外所得＋年金等の収入

(4) 可処分所得
＝総所得－租税公課諸負担

セ 分析指標

(7) 農業依存度
＝農業所得÷（農業所得＋農業生産関連事業所得＋農外所得）×100

(1) 農業所得率
＝農業所得÷農業粗収益×100

(2) 付加価値額
＝農業粗収益－（農業経営費－（雇用労賃＋支払小作料＋農業経営に係る負債利子））

(3) 付加価値率
＝付加価値額÷農業粗収益×100

(4) 農業経営関与者1人当たり農業所得
＝農業所得÷農業経営関与者数

(5) 農業経営関与者1人当たり総所得
＝総所得÷農業経営関与者数

(6) 農業専従者1人当たり農業所得
＝農業所得÷農業専従者数

(7) 家族農業労働1時間当たり農業所得
＝農業所得÷家族農業労働時間×1,000

(8) 農業固定資産千円当たり農業所得
＝農業所得÷農業固定資産額×1,000

(9) 経営耕地面積10a当たり農業所得
＝農業所得÷経営耕地面積×10

(10) 自営農業労働1時間当たり付加価値額
＝付加価値額÷自営農業労働時間×1,000

(11) 農業固定資産千円当たり付加価値額
＝付加価値額÷農業固定資産額×1,000

(12) 経営耕地面積10a当たり付加価値額
＝付加価値額÷経営耕地面積×10

ソ 減価償却計算の見直しに伴う算出方法

(7) 平成19年以降の農業経営統計調査（営農類

型別経営統計)における減価償却額は、平成19年度税制改正における減価償却計算の見直しを踏まえ、以下のとおり算出した。

- a 平成19年3月31日以前に取得した資産
- (a) 償却中の資産1か年の減価償却費

$$= (\text{取得価額} - \text{残存価額}) \times \text{耐用年数に
 応じた償却率}$$
- (b) 償却済みの資産1か年の減価償却費

$$= (\text{残存価額} - 1 \text{円(備忘価額)}) \div 5 \text{年}$$
 ただし、平成20年1月から適用した。
- b 平成19年4月1日以降に取得した資産
 1か年の減価償却費

$$= (\text{取得価額} - 1 \text{円(備忘価額)}) \times \text{耐用年数
 に応じた償却率}$$
- (イ) 平成21年以降の農業経営統計調査(営農類型別経営統計)における減価償却額は、平成20年度税制改正における減価償却計算の見直し(資産区分の大括化、法定耐用年数の見直し)を踏まえ算出した。

(7) 利用上の注意

この統計表の個別経営体1経営体当たりの平均値は、調査対象となる経営体全体の平均値であり、項目によってはごく少数の調査対象経営体にしか該当しない項目もある。

したがって、項目別の利用に当たっては、これらの点を十分留意されたい。

また、府県別の数値は、集計経営体数が少ないので事例として利用されたい。

2 営農類型別経営統計(任意組織経営)

(1) 調査の目的

農業経営統計調査「営農類型別経営統計(組織経営)」は、農業生産物の販売を目的とした組織経営体の経営の実態を明らかにし、農政の資料を整備することを目的としている。

(2) 調査の対象

本調査は、2010年世界農林業センサスに基づく農業経営体のうち、組織による農業経営を行い、農業生産物の販売を目的とする農業経営体(任意組織経営)を対象に実施した。

(3) 調査期間

調査対象経営体ごとに当年4月から翌年3月までに迎えた決算期の終了月前1年間である。

(4) 調査方法

調査対象経営体による自計調査(記帳調査)、調査対象経営体の作成した決算書類を閲覧し、

調査票に転記する方法及び調査対象経営体の代表者に対する面接調査の併用により行った。

(5) 集計方法

各集計対象経営体ごとにウエイトを定め、集計対象とする区分ごとに加重平均法により算出した。

この場合のウエイトは、都道府県別、営農類型別・規模別に区分した各階層ごとの標本抽出率(階層の大きさに対する標本数の比率)の逆数としている。

なお、任意組織の水田作経営(集落営農)のウエイトには、集落営農実態調査結果(平成25年2月1日現在)における当該階層に該当する取りまとめ対象経営体数を当該階層の大きさ(組織経営体数)で除した標本抽出率を用いた。

(6) 定義及び用語の解説

ア 調査対象経営体の営農類型分類について

調査経営体の作物別農業販売収入を「水田作」、「畑作」、「野菜作(露地・施設別)」、「果樹作」、「花き作(露地・施設別)」、「酪農」、「肉用牛(繁殖牛・肥育牛別)」、「養豚」、「採卵養鶏」及び「ブロイラー養鶏」別に区分し、農業生産物販売収入が最も多い経営の区分により分類した農業経営体の経営のタイプをいい、各営農類型に属する調査対象経営体を集計したものである。

イ 統計表章の概要

水田作経営(任意組織のうち集落営農)

任意組織のうち集落を単位(集落内のすべての農家のうち、おおむね半数以上の農家が参加。)として、農業生産過程における一部又は全部についての共同化・統一化に関する合意の下に実施される営農のうち、収支計算まで一体的に実施する営農形態をいい、稲、麦類、雑穀、いも類、豆類、工芸農作物の販売収入のうち、水田で作付けした農業生産物の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営。

ウ 主な調査科目の内容

(ア) 構成農家世帯数

組織に参加している構成員の出身世帯のうち農家の数。

(イ) 農業従事者数

農業に1日以上従事した構成員及び構成員以外で年間7か月以上雇用した常時雇用者の人数である。

エ 農業所得

農業粗収益から農業経営費を差し引いたものをいう。

オ 農業粗収益

「農業粗収益」とは、当該期間に農業経営により得られた総収益であり、農業生産物等の販売収入、現金によらない現物外部取引、農業生産物の在庫増減額、農作業受託収入、制度受取金等の合計である。

カ 農業経営費

「農業経営費」とは、肥料費、農業薬剤費、雇用労賃など流動的経費及び減価償却費からなる、農業粗収益をあげるために要した一切の経費である。

キ 分析指標

農業所得率

$$= \text{農業所得} \div \text{農業粗収益} \times 100$$

ク 減価償却計算の見直しに伴う算出方法

農業経営統計調査営農類型別経営統計に準じて算出した。

3 農産物生産費統計

(1) 調査の目的

農業経営統計調査の農産物生産費統計は、調査対象品目の生産コストを明らかにし、各品目の生産対策及びコスト低減対策等の資料を整備することを目的としている。

(2) 調査の対象

本調査は2010年世界農林業センサスに基づく農業経営体のうち、世帯による経営を行い、米生産費統計は、玄米を600kg以上販売した経営体、小麦生産費統計は、10a以上作付けし、かつ60kg以上販売した経営体で調査を実施した。

(3) 調査期間

米生産費統計は、平成24年1月から12月までの1年間である。

小麦生産費統計は、平成23年9月から平成24年8月までの1年間である。

生産費の計算期間は、調査作物の生産を始めてから収穫、調製が終了する1か年間とし、計算範囲はその間の総費用とした。

なお、流通段階の諸経費（販売費、包装費、搬出費等）は、生産費計算の対象としていない。

(4) 調査方法

調査経営体に所定の現金出納帳・作業日誌（調査票）を配付し、これに日々の生産資材の購入、

生産物の販売、労働時間等を調査経営体が記帳する自計調査の方法を基本とし、調査経営体に対する面接調査の併用によって行った。

(5) 定義及び用語の解説

ア 購入資材は実際の購入価額であり、雇用労賃、賃借料及び料金などは実際の支払い額を計上した。

イ 農業生産への投入を目的として経営内部で生産された自給肥料、自給諸材料については、その評価額を計上した。

ウ 家族労働費は、家族労働時間に「毎月勤労統計調査」（厚生労働省）の建設業、製造業及び運輸業・郵便業に属する5～29人規模の事業所における賃金データ（都道府県単位）を基に算出した単価を乗じて計算した。

エ 減価償却計算の見直しに伴う算出方法

農業経営統計調査営農類型別経営統計に準じて算出した。

オ 地代の計算は、小作地は実際の支払い小作料を計上し、自作地については類地小作料により見積り計上した。

カ 資本利子は、支払利子と自己資本利子に区別し、支払利子は実支払額を計上し、自己資本利子は自己資本額に年利率4%を乗じた額を計上した。

(6) 利用上の注意

農産物生産費統計については、集計経営体数が少ないので事例として利用されたい。

4 畜産物生産費統計

(1) 調査の目的

畜産物生産費統計は、牛乳、子牛、去勢若齢肥育牛及び乳用雄肥育牛（以下、「肥育牛」という。）の生産費を明らかにして、畜産物価格の安定をはじめとする畜産行政及び畜産経営の改善に必要な資料を整備することを目的としている。

(2) 調査の対象

本調査は2010年世界農林業センサスに基づく農業経営体のうち、牛乳生産費は、搾乳牛を1頭以上飼養し、生乳を販売する経営体、子牛生産費は肉用種の繁殖雌牛を2頭以上飼養して子牛を生産し、販売する経営体、肥育牛は、肥育を目的とする牛を1頭以上飼養し、販売する経営体で調査を実施した。

(3) 調査期間

平成24年4月から平成25年3月までの1年間

である。

(4) 調査方法

調査経営体に所定の現金出納帳・作業日誌(調査票)を配付し、これに日々の生産資材の購入、生産物の販売、労働時間等を調査経営体が記帳する自計調査の方法を基本とし、調査経営体に対する面接調査の併用によって行った。

また、希望する調査経営体においては、牛資産の異動状況等の管理について、(独)家畜改良センター所管の牛個体識別台帳データを活用した。

(5) 定義及び用語の解説

定義及び用語の解説は、農産物生産費に準じたものであるが、相違する解説は、以下のとおりである。

ア 購入資材、購入飼料は実際の購入価額であり、雇用労賃、賃借料及び料金などは実際の支払い額を計上した。

なお、生産費調査では、配合飼料価格安定基金の積立金及び補てん金は計上しない。

イ 農業生産への投入を目的として経営内部で生産された自給飼料、自給諸材料については、その評価額を計上した。

自給飼料のうち、牧草等の飼料作物の生産に要した費用及び野生草・野乾草・放牧場・採草地に要した費用を、費用価計算により計上した。

費用価とは、飼料の種類ごとにその生産過程(は種から収穫調製まで)において発生した材料費(種子、肥料、その他の材料)、固定財費(建物、自動車、農機具)等の費用を合計したものである。

なお、牧草等の飼料作物の生産に要した労働は、費用価に含めず労働費に計上している。

ウ 減価償却計算の見直しに伴う算出方法

農業経営統計調査営農類型別経営統計に準じて算出した。

また、搾乳牛、繁殖用めす牛を廃用した場合は、廃用時の帳簿価額から廃用時の評価額(売却した場合は売却額)を差し引いた額を処分差損益として償却費に加算した。

(6) 利用上の注意

畜産物生産費統計については、集計経営体数が少ないので事例として利用されたい。

5 農業者戸別所得補償制度

平成24年度の農業者戸別所得補償制度の支払実

績を農林水産省経営局が取りまとめたものである。

(1) 制度の目的

本制度は、販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象に、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持することを目的としている。

(2) 対象作物の範囲

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば及びなたねを対象としている。

なお、水田活用の所得補償交付金については、水田において主食用米との所得格差を補償する交付金であり、水田作の麦、大豆、飼料作物、米粉用米、飼料用米、稲発酵粗飼料用稲(WCS用稲)、そば、なたね、加工用米を戦略作物とし、これ以外の地域特産物についても都道府県又は地域の判断で対象にできることとしている。

(3) 対象農業者

対象作物の生産数量目標に従って販売目的で生産(耕作)する「販売農家」(法人含む)と「集落営農」を対象としている。

ただし、水田活用の所得補償交付金及び各種加算交付金の対象農業者については、これらの交付金に係る対象農産物の生産に限り、生産数量目標に従う要件は課さないこととしている。

6 認定農業者数及び基本構想策定状況

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第12条第1項に基づき農業経営改善計画を市町村に提出し認定を受けた者と同法第23条第7項に規定する特定農業法人の合計数である認定農業者数と、同法第6条第1項に基づき市町村が地域の実情に即して策定する効率のかつ安定的な農業経営の目標等を内容とする基本構想策定状況を、農林水産省経営局が取りまとめたものである。

この部についての照会先

1～4については、

経営・構造統計課 電話 (075)414-9630

5については、

経営・事業支援部 担い手育成課
電話 (075)366-0117

6については、

経営・事業支援部 担い手育成課
電話 (075)414-9017